

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率の改定案」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月七日

川 田 龍 平

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

「石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率の改定案」に関する

る質問主意書

二〇一三年十月三十一日付けで環境省ホームページにおいて「『石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般抛出金率の改定案』に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）」が発表された。この件に関して、以下質問する。

一 一般抛出金率の引下げについて、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（以下「小委員会」という。）での議論や議員立法による法改正等の結果を踏まえたものとされているが、本件については小委員会や国会における委員会等で全く議論がされていない。まさに、環境省が一方的に発表した寝耳に水の話である。可能な限り詳細に、本件が浮上してきた経緯を明らかにされたい。また、直近では二〇一三年四月に小委員会が開催されているが、その際に何らの説明もなかった理由を示されたい。

二 本件について、事前に小委員会の構成員や当事者関係団体に相談したか。相談した場合には、具体的な日時及び相手方を明らかにされたい。

三 一般抛出金率を千分の〇・〇五から千分の〇・〇二に引き下げる改定案について「石綿健康被害救済制

度の安定的な運営を前提とした上で石綿健康被害救済基金の収支の均衡を図ることとし」とあるが、具体的な数値を示して、その根拠を明らかにされたい。

四 二〇一〇年七月二十八日の小委員会で配布された資料四に示されている数値について、現在までの認定状況の経過を踏まえた形で示されたい。その上で、現在の救済状況が被害実態への対応として十分なものであると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。